

## 顧問先各位

&lt;ご一読推薦者&gt;

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 月次支援金対象期間の追加について

第180号にてお知らせさせて頂いた月次支援金について、令和3年4月、5月、6月が支援対象でしたが、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の延期に伴い、この度**令和3年7月分**も支援対象となりました。

※以下の情報は令和3年6月25日時点の情報に基づいており、今後改定する可能性があります。

<申請期間> 令和3年4月、5月分 : 令和3年6月中下旬～8月15日

令和3年6月分 : 令和3年7月1日～8月31日

**令和3年7月分 : 令和3年8月1日～9月30日**

※原則、対象月の翌月から2カ月間が申請期間です。

<給付額> 中小法人等 上限20万円/月 個人事業主等 上限10万円/月

算定式【平成31年1月～令和2年12月の基準月(※1)の売上ー令和3年の対象月(※2)の売上】

※1 基準月 : 平成31年1月～令和2年12月における申請対象月と同じ月

※2 対象月 : 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施の影響を受けた月で、基準月と比較して売上が50%以上減少した令和3年の月

## 雇用調整助成金の特例措置延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置が実施されておりましたが、**一部内容を変更**しこの**特例措置を令和3年7月31日まで延長**することとなりました。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。